

郵便による入札の注意事項

郵便による入札においては、地方自治法、同法施行令、公益財団法人堺市文化振興財団契約規程等関係法令その他指示事項を承知の上、参加してください。

1. 郵送するにあたって

入札書の提出方法は次のとおりです。郵送する前に誤りがないか十分確認してください。

- (1) 入札書には、金額、会社の住所、商号又は名称及び代表者氏名を記入し、印鑑を鮮明に押印してください。
- (2) 入札書は公益財団法人堺市文化振興財団（以下「財団」という。）から交付する専用封筒に入れ、封かんしてください。
- (3) 封かんした封筒を「書留郵便（一般書留郵便又は簡易書留郵便）」で郵送し、入札が終わるまで差出控えを保管してください。
- (4) 郵便による入札に係る費用については、入札参加者の負担とします。
- (5) 入札を辞退される場合には、入札書提出締切日までに、会社の住所、商号又は名称及び代表者氏名を記入し、使用印鑑を押印した上で、辞退理由を明記した「入札参加辞退届」を送付してください。

2. 提出期限

郵便による入札書の提出期限は、別途入札説明書で指定した日を必着とします。なお、所定の日時までに入札書が到着しないときには、当該入札に参加することができません。

3. 入札書の引換等の禁止

一度提出された入札書の書換え、引換え及び撤回はできません。

4. 郵便による入札方法の不備について

次のいずれかに該当する場合は、入札に参加することができません。

- (1) 財団から交付する専用封筒以外の封筒で入札書が郵送されたとき。
- (2) 必要な記載事項を確認できないとき。
- (3) 入札書と件名が一致しないとき。
- (4) 1つの封筒に2つ以上の入札書が封入されていたとき。

5. 開札

開札は、入札参加資格承認通知書で定めた日時及び場所において行います。

当該入札参加業者は必ず立会いに参加することができます（立会人は1者1名に限り、参加は任意）。また、代理人の方が立ち会う時には、「委任状」と委任状に押されている代理人の印鑑を必ずご持参ください。

6. 開札の結果、同価の落札金額の入札者が2者以上あるとき

落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。